

アマチュア無線は、多数の人が同じ周波数を利用しています。電波法令を守るとともに、他のアマチュア局の利用を妨げないように心がけましょう。

● コールサインは、必ず言いましょう

愛称やサフィックスのみの送出など、コールサイン(識別信号)を省略しての通信は違法です。

通信のはじめや10分程度に1回は、コールサインを送出して、他のアマチュア無線局から識別できるようにしましょう。不法無線局の確認や排除にも効果があります。

● 周波数の使用区別を守りましょう

アマチュアバンドは、電信、電話、データなど各種の方式で運用する局が共用しています。

このため、各方式間の混信を防止し、電波を有効に利用するため、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」が定められています。

各周波数帯の使用区別は、裏面のとおりです。必ず守りましょう。

● 周波数の独占は認められません

アマチュア無線には、特定のグループ専用の周波数は存在しません。通信の都度空いている周波数を使用することがアマチュア無線のルールです。

● 他人の通信の故意妨害はやめましょう

特定のアマチュア局が運用している最中に、無変調の電波を送信するなど、他人の通信へ故意に妨害を与える事例が多発しています。絶対にやめましょう。

● 無線局の免許取得には、電子申請が便利です。 詳しくは、電波利用ホームページをご覧下さい。

電波利用ホームページ

<https://www.tele.soumu.go.jp/>



特に重要！

● 無免許でのアマチュア局の開設・運用は処罰の対象です

免許を受けずにアマチュア局を開設又は運用すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となります。

● 無線機の不法改造はやめましょう

無線機を許可なく改造し、出力をアップすることや、アマチュアバンド外の周波数で電波を発射することは違法行為です。

違法改造機を使用した結果、消防・救急無線など、重要無線通信に妨害を与えることがあります。

このように、重要な無線通信に妨害を与えた場合、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金の対象となります。

● 免許された内容で運用しましょう

無線局免許状に記載のない周波数帯での運用や、無線局免許状に記載されている空中線電力を超える運用などは、電波法違反で処罰の対象となります。

免許の有効期間満了後も引き続き運用を希望する場合は、再免許申請の手続きが必要です。

免許が失効したときは、遅滞なく空中線を撤去しなければなりません。

● 営利活動には使えません

アマチュア無線は、金銭上の利益のためなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行うものです。

仕事(企業等の営利法人等の営利活動)のための通信は、アマチュア無線の目的を逸脱しており、電波法違反で処罰の対象となります。なお、社会貢献活動であっても、仕事(企業等の営利法人等の営利活動)には使用できません。

営利活動のための通信を行う場合は、簡易無線等を使用しましょう。

総務省 四国総合通信局

電波監理部 監視調査課

(電話 089-936-5051)

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>



必ず見てね！



アマチュア無線は ルールを守って 正しく使いましょう！

アマチュア無線は、みんなが聴いています。

コールサインは、必ず言いましょう。

周波数の独占は、認められていません。

周波数の使用区別を守りましょう。

免許された内容で、運用しましょう。

営利活動には使えません